



外、ご婦人は美容院、着付、タクシーなどと経費はかかります。親戚同僚に気軽に出席してもらい、皆さんから大きな祝福を受けることが最高の披露宴かと思うのです。

平成元年の運動方針として次の二点をあげました。何とぞ、ご協力願いたい次第です。

一、披露宴の会費はあくまでも一万円とし、その他の経費は両家で負担すること。

二、葬儀の花輪は知名人が率先して自粛すること

以上の二点を冠婚葬祭合理化の合言葉として運動を進めるとと致しました。

○なお町会連合会では花輪ポスター台を十台用意してあります。市民の皆さん、町会を通して町連に申し出て下さい。

## 交通安全部

最近の交通事故は、異常なペースで進んでいる。特に、死亡事故が多発していることは憂慮に堪えません。事故の内容をみると若者のモラルの低さによる事故が依然として多くなっています。交通安全運動は命を守る運動です。一人ひとりが気をつけるより名案がありません。当連合会交通安全部会では、交通共済加入促進・行事参加・自発的な行事企画等六項目の重点項目を決め活動しておりますが、今までの運動の成果が抑止に多少でも役立っているものと自負しています。しかし、反省点も多々あることも事実です。

色々事情があると思いますが、もう少し頑張って頂ければと祈っているところであります。

それから安全施設調査のことですが沢山の要望、意見を提出してもらい感謝しております。一件でも早く施設の改善が出来ればと各関係機関にも交渉してあります。ただし、緊急性のないもの、地権者の承諾を得てないもの、また、直接的に交通事故と結びつかないもの等に加え、予算の限度もあり当安全部会で処置に困っていることが割合多くあります。

どうか、地元が負担すること、連合会が交渉する分野を理解して頂き、共同作業で問題解決を図っていききたいと考えております。

交通安全は、短年度で終るものでありませんし、生涯通して運動が続くと思いますので、どうか今後も皆さんと一緒に交通事故のない明るく住みよい町づくりに進進して参りたいと思っ

## 建設部

○平成二年度以降における街路灯の「維持管理費補助金」について

このことにつきましては、平成元年六月二十六日付で各町会長宛にご通知申し上げましたとおり、新しい算定方式で交付されることとなります。

新方式では世帯数と灯数を算定の基礎とする関係から街路灯の数が極端に少ない町会では本年度の補助額を下回ることにあります。全体的に見れば有利な要素が多いことから、この方式によることにしたものであります。

いろいろご意見、ご不満等お持ちの方もありますが何とぞ本制度の主旨をご賢察のうえ、ご理解ご協力下さいませよう切にお願い申し上げます。

平成2年度以降の算定方式

1. 世帯割	1世帯当り	100円
2. 街灯割	1灯当りの単価	
(1) 1灯から30灯まで	1灯につき	1,100円
(2) 31灯から60灯まで	1灯につき	500円
(3) 61灯以上	1灯につき	250円
$1 + 2 = 1 + \{(1) + (2) + (3)\}$		
=維持管理費補助金		

計

算例

350世帯、100灯の町会の場合

1. 世帯割	100円	×	350世帯	=	35,000円
2. 街灯割	(1) 1,100円	×	30灯	=	33,000円
	(2) 500円	×	30灯	=	15,000円
	(3) 250円	×	40灯	=	10,000円

合計

=93,000円  
(現行より 6,000円増)

## ○街路灯「設置補助金」について

まちを明るくする運動の一環として、街灯を新しく設置した町会に対し、その費用の三分の二以内を補助するという本制度は、昭和六十二年四月一日より三ヶ年計画で施行されましたが年々利用する町会が増え最終年度の今年も予算の全額が消費される見通しとなっております。

各町会からは来年度以降も本制度を継続実施してほしいとの要望が相次いでおり、市に要望した結果「当年度以降も継続する方向で検討している」とのことでありました。

現在までのところこの制度の利用状況は次のとおりです。

年 度	予 算	実 績	設置された数		計画比 (利用率)
			灯具のみ	灯具・灯柱	
昭和六十二年	六九〇万円	四六五万円	二六五	四三	六七、四%
〃 六十三年	六三〇〃	六二五〃	三九一	三八	九九、二〃
平成元年度	六三〇〃	六三〇〃	四四一	四六	一〇〇〃

## 環境衛生部

環境衛生部会では町会長さん、町内会の皆様のご協力をいただき、二十一世紀を展望した環境づくりを目標として事業をすすめてまいりました。平成元年度も、きれいで住みよい町づくりのため市清掃二課と町連環境衛生部会と合同で市町内会を回り不良収集場所の指導にあたりましたがゴミの出し方については各町会とも、よくきまりを守り、収集後のゴミ収集場所も、よく清掃され大変きれいであることを確認しました。また、資源回収について、この運動は資源の再利用とゴミの減量、及びゴミ問題に対する市民の関心を高めることを目的として、運動を広げておりますので、町内会の皆様が資源回収団体として清掃二課に申込んでくださるよう要望いたします。また、ゴミの出し方については次のことを守っていただきたいと思ひます。

①ゴミは決められた時間に出すこと。②ゴミを収集したあとに、絶対ゴミを出さないこと。③自分の町会以外の収集場所にゴミはもち運ばないこと。④燃えないゴミはかならず透明袋に入れ爆発物は絶対に入れないこと。⑤以上のことを守り青森市できれいな住みよい町にいたしましょう。なお、環境衛生部会では今後、特にゴミの問題については町会長さん、町内会の皆様のご協力をいただき一層の努力をいたしますので宜しくお願ひいたします。